

クーリング・オフの制度を知っていますか？ ～あなたの契約、大丈夫？～

クーリング・オフってなに？

訪問販売や電話勧誘で思わず契約してしまった場合、法律で定められた期間内であれば違約金を支払うことなく無条件で解約できる制度です。

ケース

大学で使うパソコンをネットで注文した。しかし、サイトをよく見ると授業までに納品が間に合わない事がわかった。クーリング・オフして量販店で買おうと思い、事業者連絡したが「ネット注文なのでクーリング・オフできない。返品も規約通り受け付けられない」と言われた。

～クーリング・オフができない取引例～

・ 通信販売での購入（インターネット通販を含む）
・ 営業・仕事用での購入
・ 自分の意思で店舗等に足を運んで購入した場合
・ 3,000円未満の現金取引（※訪問販売、電話勧誘による契約でも不可）

～クーリング・オフができる取引例～

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外の原則すべての商品	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による原則すべての商品	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法	20日間
特定継続的役務提供	エステ・学習塾などの継続的契約	8日間

誰もが巻き込まれる可能性がある消費者問題。あなたはひとつだと思いませんか？

厚岸町消費生活相談窓口から消費者問題についてお届けします。

クーリング・オフの通知の仕方

1. 書面で通知する場合

はがきで通知する際は、郵便局の窓口から『特定記録郵便』または『簡易書留』で送る。
※郵送前に必ずはがきの両面コピーを保管してください。

はがきは、今月号の広報あつけし折り込みチラシをご利用ください。

2. 電磁的記録で通知する場合

メールまたは事業者ウェブサイトの専用フォームから通知する。



令和7年度 厚岸町消費生活 相談窓口相談件数

- 厚岸町消費生活相談窓口への相談
1件(前年度比－3件)
 - 厚岸町消費生活相談窓口への情報提供
3件(前年度比－3件)
 - 釧路市消費生活センターへの相談
1件(前年度比±0件)
- (令和7年7月末現在)

少しでも不審だと感じたときは、行動する前に、家族や消費生活相談窓口、警察に相談しましょう！

厚岸町消費生活相談窓口(役場内) ☎52-3131(平日：8時30分から17時15分まで)

警察専用相談ダイヤル ☎＃9110(平日：8時30分から17時15分まで)

消費者ホットライン ☎188(土日・祝日：10時から16時まで、平日：9時から17時まで)